

奈良市観光危機管理計画策定業務委託仕様書

1. 業務名

奈良市観光危機管理計画策定業務委託

2. 業務目的

本業務は、地域における自然災害（主に地震）発生時において、奈良市に滞在し、又は訪問する観光客等の安全を確保し、安心を提供するため、迅速かつ適切な対応を可能とすることを目的として、市及び関係機関・事業者の役割を明確化するとともに連携体制を整備し、観光危機管理体制の強化を図るものである。あわせて、平時の備え、発災時の対応等を体系的に整理した奈良市観光危機管理計画（以下「危機管理計画」という。）を策定する。

3. 業務内容

本業務は、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

(1) 事業全体設計

- ・危機管理計画の方向性及びスケジュールを設計すること。

(2) 現状の把握

- ・奈良市地域防災計画、関係条例その他関連資料からの情報収集及び整理を行うこと。
- ・観光関連事業者等（宿泊、交通、観光施設等）へのヒアリングを実施すること。

(3) 検討すべき課題の抽出

- ・災害時（主に地震）に想定される課題を抽出すること。
- ・既存計画及び体制において、災害時の観光客対応に関して補完し、又は具体化すべき事項を抽出すること。
- ・情報伝達、避難誘導、事業継続等に係る体制を整理すること。

(4) 計画骨子案のとりまとめ

- ・基本方針、危機管理体制（指揮命令系統、連絡体制、災害対策本部等との位置づけ）、情報収集・発信・提供体制、観光客対応（避難誘導、多言語対応、安否確認、帰宅困難者の一時滞在、帰宅支援）、行動フロー（発災時・発災後）、観光関連団体及び観光関連事業者の災害対応行動マニュアルについて整理し、計画骨子案として取りまとめること。

(5) 関係者協議の運営支援

- ・観光関連団体等による計画骨子案に係る協議の実施を支援すること。
- ・資料の作成準備、当日の進行、議事録の作成、記録写真の撮影等を行うこと。

(6) 図上訓練の開催

- ・観光関連事業者及び関連団体と連携し、市内で対面による図上訓練を年1回以上実施すること。

(7) 計画作成

- ・観光危機管理計画及び行動マニュアルを作成すること。
- ・計画の公表・周知・報道発表に係る支援（ダイジェスト版の作成を含む。）を行うこと。

(8) 説明会の開催

- ・観光関連事業者に対し、観光危機管理計画の策定結果及び行動マニュアルについて説明会を開催すること。
- ・広報物の作成、資料の作成準備、当日の進行、議事録の作成、記録写真の撮影等を行うこと。

4. 成果物

以下の成果物を電子データで提出すること。

1. 調査分析報告書
2. 観光危機管理計画、行動マニュアル及びダイジェスト版
3. 協議会及び説明会の議事録
4. 図上訓練報告書

5. 提出先

奈良市 観光経済部 観光戦略課

6. 提出期限

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

7. 実施体制

受注者は、観光危機管理分野に十分な知見を有する専門家を配置すること。
主任コンサルタント、調査員等の体制を明確にすること。

8. 疑義等

事業の円滑かつ効率的な進捗を図るため、発注者と密接に連携しながら業務を進めること。なお、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議の上、対処すること。

9. その他

1. 本業務により作成された成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡しと同時に発注者に帰属するものとする。受注者は、成果物に関し、著作者人格権を行使しないものとし、あらかじめ成果物の作成に従事する者から著作者人格権を行使しない旨の同意を得ておくこと。受注者は、成果物に第三者が権利を有する著作物、写真、図表、データその他の資料を使用する場合は、あらかじめ必要な権利処理を行い、発注者が当該成果物を利用することに支障が生じないようにすること。
2. 受注者は、発注者と十分協議を行いながら事業を進めること。
3. 本業務の実施に当たり、受注者は関係法令を遵守すること。